

HP

子どもが生き生きと育つまちへ 「函館市子ども条例」を制定しました

市では、本年3月、子どもの人権を尊重し、子どもたちの健やかな成長を図り、幸せに暮らすことのできる地域社会を実現するために、子どもにかかわる施策推進の柱となる「函館市子ども条例」を制定し、4月1日に施行しました。

条例の全文など、詳しいことは市のHPでご確認ください。
お問合せ 子ども企画課 ☎21・3946



どんな条例なの？

子どもの人権が尊重され、子どもが夢と希望を持ちながら、生き生きと成長するとともに、発達段階に応じた生きる力を身に付けることができるまちづくりを推進していくため、本市における子どもや子育て家庭への支援に関する「基本理念」「大人の責務・役割」「基本的施策」などを定めています。

子どもの育ちへの支援

子ども一人一人の個性が尊重され、子ども自身が他者に対する思いやりの心を磨き、社会性を高め、発達段階に応じて生きる力を身に付け、健全に成長できるように支援する

条例の主な内容

基本理念

人権の尊重

全ての子どもが生まれながらにして持っている基本的人権を尊重するなかで、子どもの最善の利益の実現

子育て家庭への支援

子育てについての第一義的責任を有している保護者が、自信を持って子どもと向き合い、生きがいを持って子どもを育て、子どもの成長に伴う喜びを実感できるように支援する

大人の責務・役割

市の責務

条例に基づき、子どもや子育て家庭への支援に関する施策を策定し、実施することなど

保護者の役割

家庭が子どもの心身の成長や人格形成に大きな役割を担っていることを認識し、愛情を持って子どもを育てることなど

学校等の役割

子どもが社会の一員として主体的に生きていけるよう、集団生活や学習等を通じて、生きる力を身に付けることができるようにすることなど

地域住民の役割

子どもが安心して遊び、学ぶことができる場を設けるなど、子どもの健やかな成長を地域社会全体で支援していくための環境を整備することなど

事業者の役割

子育てに関する理解を深め、仕事と子育ての両立に必要な雇用環境を整備することなど

協力・連携

市・保護者・学校等・地域住民・事業者が相互に協力・連携して子どもや子育て家庭を支援することなど

基本的施策

- ▽子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境の整備
- ▽いじめ等への対応
- ▽子どもからの相談
- ▽子育て家庭への支援等
- ▽教育・保育の環境の整備
- ▽地域住民との交流の促進等
- ▽子どもが安心して過ごすことができる場所等
- ▽子どもの社会参加
- ▽障がいのある子どもへの支援等

※ 具体的な事業は、本条例の基本計画として位置づけられている「函館市子ども・子育て支援事業計画」に盛り込みながら取り組んでいきます。

HP

乳児期のはこだてげんきな子 食育教室（離乳食教室）

初めての離乳食の作り方が学べる無料の教室です。

日時 6月10日(金)
午後1時～2時半

会場 総合保健センター

対象 開催日時時点で離乳食を始める前（4～6カ月）の第一子を持つ親

定員 25人（申込順）

内容 離乳食初期の調理見学・試食、講話「離乳食の進め方について」

お申込み 健康増進課
☎32・1515

HP

新米パパ・ママを対象に 両親学級を開催しています

日時 5月13日(金)
午後1時半～3時半

※ 原則奇数月に開催

会場 総合保健センター

対象 妊娠4カ月以降の初妊婦とその夫・家族

定員 25組（申込順）

内容 ▽実習（お風呂の入れ方ほか） ▽妊婦シミュレーター体験 ▽講話「家族みんなで取り組むお口の健康」「健やかな赤ちゃんを産むための食事」

お申込み 母子保健課
☎32・1533